

**青梅市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

上記の議案を提出する。

平成 30 年 2 月 20 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

**青梅市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

青梅市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。
第 15 条第 1 項第 2 号中「同条第 9 項」を「同条第 11 項」に改める。

付 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

青梅市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

○青梅市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第21号）

改正後	現行	備考
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものにもとづき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項または第3項の認定を受けた施設および同条第11項の規定による公示がされたものに限る。）次号および第4号に掲げる事項</p> <p>(3)および(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものにもとづき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項または第3項の認定を受けた施設および同条第9項の規定による公示がされたものに限る。）次号および第4号に掲げる事項</p> <p>(3)および(4) 略</p> <p>2 略</p>	
<p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</u></p>		